

## 観光振興に関する提言

地域の観光産業を振興するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観及び歴史文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
2. 都市自治体のサイクルツーリズムを通じた観光客誘致の取組を支援すること。
3. すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。  
特に、観光施設等における多言語対応や無料Wi-Fi等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。  
また、免税制度及びCIQ体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
4. 民泊事業については、騒音など生活環境の悪化に対する住民の不安解消に努めつつ、健全な普及が図られるよう制度を運営すること。  
また、地方における住宅宿泊事業の届出の促進が図られるよう届出に係る手続の簡素化や制度の一層の周知を図るなど、必要な取組を行うこと。
5. 大規模自然災害の被災地における観光産業の回復に向け、風評被害の払拭や旅行需要喚起の促進など積極的に支援すること。